

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定により、（仮称）かほく市総合体育館等整備・運営事業（以下「本事業」という。）に係る事業契約の内容をここに公表します。

令和 3 年 6 月 14 日

かほく市長 油野 和一郎

1 公共施設等の名称及び立地

総合体育館、野球場等

石川県かほく市浜北イ 25 番地 3 他

2 選定事業者の商号又は名称

石川県かほく市外日角イ 60 番地

かほく P F I アリーナ株式会社

代表取締役 角野 淳一郎

3 公共施設等の整備等の内容

[（仮称）かほく市総合体育館等整備・運営事業 事業契約約款（抄）]

（本事業の概要）

第3条 本事業は、本業務及び本業務の実施に係る資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとし、事業者は本事業に関連のない事業を行ってはならない。

2 事業者は、本事業関連書類に従い、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、別紙 2（事業概要）に定める本事業の概要のとおり、要求水準書及び事業者提案に基づき、本事業を遂行しなければならない。

4 契約期間

本契約締結日（令和 3 年 6 月 8 日）から令和 21 年 3 月 31 日まで

5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

[(仮称) かほく市総合体育館等整備・運営事業 事業契約約款 (抄)]

(引渡しの完了前の市による契約解除等)

第72条 本契約締結日以降、本工事の目的物の全ての引渡し完了するまでに、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り（事業者が要求水準書及び事業者提案を満たしていない場合を含む。）、市が履行の催告をしたにもかかわらず、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 事業者が、事業スケジュールに記載された本工事の着工日を過ぎても本工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (3) いずれかの本工事の目的物を、(i)その引渡予定日までに市に引き渡すことができず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して満足すべき合理的説明がなされないとき、又は、(ii)完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (5) 構成員が本事業の募集手続に関して重大な法令等の違反をしたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができない又は本指定を行うことが適当でないときと市が認めたとき。
- (7) 事業者が基本協定第6条第3項第5号に掲げるいずれかに該当したとき又は同号の適用があるとき。
- (8) 前号に掲げる場合のほか、市により基本協定が解除されたとき。

2 前項の場合において、市が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。ただし、市の責めに帰すべき事由によるとき又は本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 市は、事業者に対して書面で通知したうえで、本契約の全部を解除することができる。ただし、市は、サービス対価（整備費相当分）のうち、引渡し完了した本工事に係る部分の残額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、市、事業者及び事業者の株主との間における協議を経たうえで、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契

約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。

3 前各項その他本契約、法令等に定める救済措置を求める権利を損なうことなく、市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。なお、いずれかの本工事の目的物の引渡し前に、(i)第3号に該当したとき、又は、(ii)第1号、第2号若しくは第4号に該当した場合において事業者がその債務の履行を拒否し若しくは事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったときは、事業者は、市の別途請求に従い、市に対して、整備費のうち、引渡し未了の本工事の目的物に関して市が支払うべき額の100分の10に相当する金額を違約金として市が指定する期間内に支払う。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、本項に基づき事業者に損害賠償請求を行うことができる。ただし、本契約及び取引上の社会通念に照らして事業者の責めに帰することができない事由によるものであるとき（疑義を避けるため、第6項により上記(ii)に該当する場合とみなされる場合が除かれることを確認する。）は、本項の規定は適用しない。

(1) いずれかの本工事をその引渡し予定日までに完成することができないとき。

(2) いずれかの本工事の目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第1項第1号から第7号までのいずれかに該当し、かつ、第2項第1号に基づき市により本契約が解除されたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、整備業務のいずれかについて事業者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

4 市が第2項第1号により本契約の解除を選択した場合において、引渡し未了の本工事の目的物の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえで、その全部又は一部を買い受け、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）の買受代金と前項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、かかる相殺後の買受代金の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従い、又は②一括払いにより支払う。

5 前項の場合において、市が引渡し未了の本工事の目的物の出来形部分を買受けない場合（検査に適合しない場合及び建設工事の進捗状況に鑑み、事業用地の原状回復が社会通念上合理的である場合をいう。）、事業者は、市と協議のうえで、自らの費用と責任により、引渡し未了の本工事の目的物の買受けられない部分に係る事業用地を原状（更地）に回復したうえで、速やかにこれを市に引き渡さなければならない。また、この場合、事業者は、解除前の支払スケジュールにより市が事業者に対し既に支払った分を、当該解除日における第99条に定める遅延利息の率に基づき計算した利息を付して返還する。

① 6 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、第3項柱書(ii)にいう「事業者がその債務の履行を拒否し若しくは事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったとき」の場合とみなし、市は、同(ii)に基づく請求ができるものとする。

(1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第

75号)の規定により選任された破産管財人

- (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(引渡しの完了前の事業者による契約解除等)

第73条 本契約締結日以降、本工事の目的物の全ての引渡し完了するまでに、市が本契約上の重要な義務に違反した場合(疑義を避けるため、本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは当然に除かれることを確認する。)、事業者は、市に対し、書面で通知のうえ、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が市に到達した日から30日以内に市が当該違反を是正しない場合には、市に対して、さらに書面で通知をしたうえで、本契約の全部を解除することができる。ただし、市の義務違反が事業者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により、本契約が解除された場合、市は、サービス対価(整備費相当分)のうち、引渡し完了した本工事に係る部分の残額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払うほか、引渡し未了の本工事の目的物の出来形部分を検査のうえで、当該検査に合格した部分の所有権を全て取得する。
- 3 市は、前項の規定により引渡し未了の本工事の目的物の出来形部分の所有権を取得する場合には、事業者に対し、当該出来形部分に相応する工事費相当額(設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。)を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いによりこれを支払う。
- 4 第1項に基づき本契約が解除された場合において市の責めに帰すべき事由が認められるときは、市は、事業者の別途請求に従い、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。

(引渡しの完了前の法令変更による契約解除等)

第74条 本契約締結日以降、本工事の目的物の全ての引渡し完了するまでに、第84条に基づく協議にもかかわらず、本契約締結日以降における法令等の変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議のうえで、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、事業者に対して書面で通知したうえで、本契約の全部を解除することができる。ただし、市は、サービス対価(整備費相当分)のうち、引渡し完了した本工事に係る部分の残額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、市、事業者及び事業者の株主との間における協議を経たうえで、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

(3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。

2 前項第1号により本契約が解除された場合、市は、引渡し未了の本工事の目的物の出来形部分を検査のうえで、当該検査に合格した部分の所有権を全て取得する。

3 市は、前項の規定により引渡し未了の本工事の目的物の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

(引渡しの完了前の不可抗力による契約解除)

第75条 本契約締結日以降、本工事の目的物の全ての引渡し完了するまでに、第86条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項にもかかわらず、事業者へ通知のうえで、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

(1) 市は、事業者に対して書面で通知したうえで、本契約の全部を解除することができる。ただし、市は、サービス対価（整備費相当分）のうち、引渡し完了した本工事に係る部分の残額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

(2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

(3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。

2 前項第1号により本契約が解除された場合、市は、引渡し未了の本工事の目的物の出来形部分を検査のうえで、当該検査に合格した部分の所有権を全て取得する。

3 市は、前項の規定により引渡し未了の本工事の目的物の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

(引渡しの完了後の市による契約解除等)

第76条 本工事の目的物の全ての引渡しの完了後において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。ただし、事業者が要求水準書及び事業者提案を満たしていない場合の手続は、第83条の定めに従う。

(1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り（事業者が要求水準書及び事業者提案を満たしていない場合を含む）、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。

- (2) 事業者が、指定管理施設について、連続して30日以上又は1年間において合計60日以上にわたり、本事業関連書類、業務水準書、長期修繕計画書及び開業準備業務計画書又は年度業務計画書に従った施設供用等業務を行わないとき。
- (3) 本契約の履行が困難となったとき。
- (4) 市により本指定が取り消されたとき。
- (5) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (6) 事業者が、市に対し虚偽の報告（業務報告書に虚偽記載がある場合を含むが、それに限られない。）をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (7) 構成員が本事業の募集手続に関して重大な法令等の違反をしたとき。
- (8) 事業者が、正当な理由なくして、市の指示又は改善勧告等に従わず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (9) 事業者から本契約の解除の申出があったとき。
- (10) 引き渡された本工事の目的物に契約不適合がある場合において、(i)その契約不適合が当該目的物を除却したうえで再び建設しなければ、当該本工事の目的を達成することができないものであるとき、又は、(ii)正当な理由なく、第35条第1項の履行の追完がなされず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができない又は本指定を継続することが適当でないとき市が認めたとき。
- (12) 事業者が基本協定第6条第3項第5号に掲げるいずれかに該当したとき又は同号の適用があるとき。
- (13) 前号に掲げる場合のほか、基本協定が市により解除されたとき。

2 前項の場合において、市が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。ただし、市の責めに帰すべき事由によるとき又は本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 市は、事業者に対して書面で通知したうえで、本契約の全部又は一部を解除することができる。市は、施設供用等業務の一部のみを終了させた場合、事業者の負担において、事業者が当該終了に係る業務のために利用していた指定管理施設の部分を原状に復し、その明渡しを請求することができる。ただし、原状に回復することが著しく困難なとき、又はその必要がないとき市が認めたときは、事業者に対し、原状回復費用に相当する金額の支払を求める等、市が相当と認める方法により補償を求めることができる。
- (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させる

ことができる。

(3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

3 前項第1号の規定により本契約の全部又は一部を解除する場合において、市は、地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2第11項の規定により、本指定を取消し、又は期間を定めて施設供用等業務の全部若しくは一部の停止を命じることができ、それにより事業者に損害、損失又は増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

4 市は、第2項第1号による本契約の解除後も、全ての整備施設の所有権を有する。

5 前各項その他本契約、法令等に定める救済措置を求める権利を損なうことなく、市は、事業者が施設供用等業務において本契約に違反した場合、その効果が本契約に定められているもののほか、事業者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。なお、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者は、市の別途請求に従い、市に対して、市が支払うべき当該事業年度のサービス対価（施設供用等業務費相当分）に当該事業年度において適用される税率の消費税及び地方消費税相当額の合計額を加算した金額の100分の10に相当する違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払う。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、本項に基づく事業者に損害賠償請求を行うことができる。ただし、損害の賠償及び違約金の請求については、事業者が、その責めに帰すべからざることを立証したとき（疑義を避けるため、第3号に該当する場合とみなされる第72条第6項各号に規定する者による本契約の解除の場合が除かれることを確認する。）は、この限りではない。

(1) 第72条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当し、かつ、同条第2項第1号に基づき市により本契約が解除された場合

(2) 第1項第1号から第12号までのいずれかに該当し、かつ、第2項第1号に基づき市により本契約が解除された場合

(3) 施設等供用業務のいずれかについて、事業者がその債務の履行を拒否し、又は、事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合（なお、第72条第6項各号に規定する者による本契約の解除の場合は、本号の場合とみなす。）

6 第3項により、事業者が指定管理者として行う施設供用等業務の一部が終了した場合、事業者は、市が支払うべき当該事業年度のサービス対価（施設供用等業務費相当分）に当該事業年度において適用される税率の消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の10に相当する違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払わなければならない。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。

7 市は、サービス対価（整備費相当分）の残額と、前二項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、かかる相殺後のサービス対価（整備費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

8 事業者は、契約の履行にあたって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものを

いう。) 又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。

(引渡しの完了後の事業者による契約解除等)

第77条 事業者は、本工事の目的物の全ての引渡しの完了後において、市が本契約上の重要な義務に違反した場合(疑義を避けるため、本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは当然に除かれることを確認する。)、事業者は、市に対し、書面で通知のうえで、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が市に到達した日から30日以内に市が当該違反を是正しない場合には、市に対して、さらに書面で通知をしたうえで、本契約の全部を解除することができる。ただし、市の義務違反が事業者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

- 2 市は、前項に基づき本契約が解除された場合には、本指定を取り消す。
- 3 市は、第1項の規定による本契約の解除後も、全ての整備施設の所有権を有する。
- 4 第1項に基づき本契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。この場合においても、市は、サービス対価(整備費相当分)の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

(引渡しの完了後の法令変更による契約解除等)

第78条 本工事の目的物の全ての引渡しの完了後において、第84条に基づく協議にもかかわらず、本契約締結日以降における法令等の変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議のうえで、次に定める措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、本契約の全部又は一部を解除し、かつ、本指定を取り消し又は期間を定めて施設供用等業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
 - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 2 市は、前項第1号による本契約の解除後も、全ての整備施設の所有権を有する。この場合、市は、解除された部分に該当するサービス対価(整備費相当分)の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。また、事業者が既に施設供用等業務を開始している場合、市は、事業者が当該施設供用等業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者に支払い、それらの支払方法については市及び事業者が協議によりこれを決する。

(引渡しの完了後の不可抗力による契約解除等)

第79条 本工事の目的物の全ての引渡しの完了後において、第 86 条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から 60 日以内に本契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項にかかわらず、事業者へ通知のうえ、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

(1) 市は、本契約の全部又は一部を解除し、かつ、本指定を取り消し又は期間を定めて施設供用等業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

(3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

2 市は、前項第 1 号による本契約の解除後も、全ての整備施設の所有権を有する。この場合、市は、解除された部分に該当するサービス対価（整備費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。また、事業者が既に施設供用等業務を開始している場合、市は、事業者が施設供用等業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者へ支払い、それらの支払方法については市及び事業者が協議によりこれを決する。

6 契約金額

金 6,660,673,612 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 595,368,792 円）

ただし、約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた額とする。

7 契約終了時の措置に関する事項

[（仮称）かほく市総合体育館等整備・運営事業 事業契約約款（抄）]

（契約期間）

第71条 本契約は、本契約締結日から効力を生じ、維持管理・運営期間の終了日をもって終了する。

2 事業者は、施設供用等期間中、指定管理施設を、要求水準書及び事業者提案を満たす状態に保持する義務を負う。

3 事業者は、本契約が終了する 2 年前までに、指定管理施設及び設備機器並びに備品等の改修、修繕又は更新の必要性を検討し、本契約の終了までに必要な改修、修繕及び更新を完了する。

4 市は、本契約が終了する 2 年前までに事業者へ通知を行ったうえ、終了前検査を実施し、

要求水準書及び事業者提案に記載された全ての事項がその要求水準書及び事業者提案を満たしているかを確認する。かかる検査の過程で指定管理施設に修繕すべき点が存在することが判明した場合、市は事業者にこれを通知し、事業者は速やかにこれを修繕する。ただし、市が修繕を要するとした箇所について、不可抗力が原因で修繕が必要とされることを事業者が証明した場合には、別紙9（不可抗力）で事業者の費用負担とされる範囲を超える費用は市が負担する。

- 5 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の終了にあたっては、(i)指定管理施設の全てが、要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態とし、かつ、(ii)本事業期間終了時における建物（建築、建築付帯設備）が、概ね2年以内の修繕又は更新を要しないと判断できる状態であることを基準として、維持管理・運営期間終了日の概ね4年前より、事業者が指定管理施設の明渡しの時点で確保すべき状態について市との間の協議に応じ、かかる協議を経て市が決定した指定管理施設の状態としたうえで、指定管理施設を市に対して引き継ぐものとする。
- 6 事業者は、本契約の終了にあたり、市と協議のうえ日程を定め、市の立会いの下に前項に定める状態の満足についての確認を受けるほか、本契約の終了後、市が効率的に適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、また、次期管理者が指定管理施設の維持管理業務を円滑かつ支障なく遂行しかつ指定管理施設を継続使用し円滑に運営できるよう、事業期間の終了の6か月前から指定管理施設の維持管理業務及び運営業務の遂行に関して必要な事項を説明し、かつ事業者が用いた維持管理業務及び運営業務に関する施設管理台帳、備品台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するとともに、維持管理業務及び運営業務の承継に必要な「引継マニュアル」を本事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、市に提出するほか、引継ぎに必要な協力・支援等を行うものとする。
- 7 事業者は、要求水準書及び事業者提案に基づき、本事業期間終了3年前までに、維持管理業務の遂行過程で実施された修繕・更新を全て反映した設計図書等の最新版を本契約の定めるところに従って提出するとともに、指定管理施設の状況についてチェック・評価し、(i)建築物（設備等を含む）及び諸施設、外構、植栽など指定管理施設の全体について各部位・部材の消耗具合を具体的に記載した「建物等診断報告書」、(ii)本事業期間中に行った修繕・更新内容について一覧にするとともに、完成図書における該当箇所を図示した「修繕記録報告書」、(iii)本事業期間中に事業者が記録した「施設管理台帳」、(iv)本事業期間中に事業者が記録した「備品台帳」のほか、事業期間中に行った設備更新内容について一覧にするとともに、消耗具合を具体的に記載した「備品台帳」、(v)本事業終了後に市が行う必要があると認められる大規模修繕について、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示した「次期修繕提案書」、及び、(iv)その他の事業者提案に基づく資料等を市が合理的に満足する様式及び内容で作成し、市に提出したうえで、本事業期間終了後に次期管理者が維持管理業務及び運営業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、指定管理施設の引渡しに必要な事項について市との間で協議を開始するほか、本事業期間終了1年前に、時点修正を行った上記(v)記載の「次期修繕提案書」を改めて市に提出するものとする。
- 8 事業者は、本事業期間終了後1年間について、維持管理企業をして、連絡窓口として、次期管理者その他指定管理施設に係る業務の引継ぎ先からの問い合わせを受けさせるほか、市

が求める必要なサポート業務を実施させるものとする。

(本契約終了に際しての処置)

第80条 事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、当該終了部分に係る指定管理施設内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する工事材料、建設業務機械器具、仮設物その他の物件（事業者が使用する第三者の所有又は管理に係る物件を含む。以下、本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。事業者は、かかる市の処置について異議を申し出ることができず、かつ、市がかかる処置に要した費用を負担する。

3 事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、市に対し、当該終了部分に係る整備業務又は施設供用等業務を遂行するために必要な、事業者の保有する全ての資料を引き渡さなければならない。

(終了手続の負担)

第81条 本契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用及び事業者の清算に伴う評価損益等については、事業者がこれを負担する。